

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年12月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和2年12月7日（月） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和2年12月7日（月） 午後4時03分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	17番 鶴崎 進	19番 小筏 正治

(2)欠席者（3名）

12番 内田 弘幸 16番 草野有美子 18番 大久保信一

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
主 事	北尾 祥

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第63号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第68号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第69号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 基盤強化法を利用した農地取得後の転用について
- (2) 標準小作料の算定に係る米販売価格決定について
- (3) 意見書提出に係るアンケート調査結果について

午後2時00分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事に入る前に、議案の取下げをお願いします。

まず、議案書5ページ、議案第64号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての申請番号69番の所在地番のうち、上から3筆です。地番が1203-2、1211、1212、この3筆、国見町の分です。これが取下げとなりました。合計筆数が11筆になって、合計面積が12,115平米です。合計の面積が12,115に変わります。11筆です。

次に、議案書92ページ、議案第68号、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の決定についての整理番号146番、これが1筆しかないですけど、取下げとなりました。なので削除になります。

変更のほうは、以上でよかったですでしょうか。大丈夫でしょうか。

それと、今回は基盤強化法の集積計画の中で、大島委員と平野委員、内田委員、今日はちょっと内田委員が欠席なので、大島委員と平野委員が関係者なので、議事には参与することはできませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。

また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に、それぞれ退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（坂本 英知君） 委員の皆様、晴天が続く中に、本当にお疲れさまです。コロナが、新型コロナが、また感染がとどまるところを知りません。委員の皆様も、不要不急な感染地域の外出については、ぜひ控えていただくとともに、通常も感染対策を十分取られていただきたいと思います。

本日は大久保職代、内田委員、草野委員から欠席の報告があっております。しかし、法の定めによります過半数に達しておりますので、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） じゃあ、どうも皆さん、改めまして、こんにちは。令和2年度の最後の総会となりました。先ほど局長から話があったように、大変、この秋日和というか、何か冬の天気じゃないような、非常によい天気が続く中で、また皆さん方、農作業等大変お忙しい中に、皆さん方、ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

コロナ感染拡大については、先ほど、事務局長からお話がありましたので、私は、ここからのほうからは差し控えたいと思います。

それでは、早速ですけれども、ただいまから議事に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和2年第12回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、5番、林田委員、6番、森崎委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第63号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてから、日程第8、議案第69号、農用地利用集積配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案7件となります。

それでは、日程第2、議案第63号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをご覧ください。

〔議案第63号の朗読〕

議案書は3ページ、受付番号1番です。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 中部調査会の松尾です。本日は、調査会長の内田委員さんが欠席のため、代わって説明いたします。

受付番号1番は、令和2年10月5日付で農地法第3条第1項の許可を受けていたが、子供の住宅が必要となったため、許可を取り消して、新たに同地を住宅用地として転用申請したいとの願ひ出の案件です。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号1番についてご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質問がないようですので、議案第63号、受付番号1番は、申請どおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第64号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書4ページをご覧ください。

〔議案第64号の朗読〕

議案書5ページ、受付番号68番から74番まで7件の申請がっております。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号68番から70番です。

受付番号68番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

受付番号69番は、後継者が親より借り受ける案件です。

受付番号70番は、農地所有適格法人が新規就農するため借り受ける案件です。

受付番号68番から70番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号68番から70番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局からよろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

受付番号70番です。農地所有適格法人の申請の分なんですけれども、一応、調査会のほうで、土地を借される方この方について、いろいろ、ちょっと質問事項がありまして、その確認をしてきましたので、今、報告させていただきます。

まず、貸主です。この方も法人の役員に一応なっておられるということで、その役員で12か月従事することと書いてあったので、そこの確認をいたしました。そしたら、実際はもう60日から70日ぐらい、法人のほうではするというので、残りは、もう全部自分の農作業ということで、認定農業者の250日ですか、それはちゃんと確保できるということなので、ここは大丈夫かと思えます。

あと、この方が法人へ自作地を貸される、貸すということなんですけれども、ほかにも借入地があったということで、そこが荒れているんじゃないのということだったんですけれども、現地のほうも確認いたしまして、本人さんから聞き取りをしたところ、ほとんどは耕作されていまして。そのうち、

ハウスの4筆です。そこがもう耕作されていない状況でしたけども、夏の台風までは、一応、作付はしたんですけど、台風が来るときに、ちょっと片づけて、台風が来てちょっと荒れていて、今はちょっと、もう手をつけていない状況で、荒れたようなです。

ただ、ここもちょっと所有者とお話がついて、12月いっぱいには、もう貸し借りを解消して返す予定でおるということで、今、それに向けての片づけをされておられましたということです。

以上です。

今、ちょっと議長のほうからですけども、申請番号69番です。先ほど言った3筆取下げです。これの理由は、息子さんじゃなくて、ほかの方に貸されるということで、息子さんへの貸付けのほうは削除ということとなっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局から説明がありましたけど、皆さん方から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、受付番号71番から74番となります。

受付番号71番は、所有者が高齢で耕作できないため現在の管理耕作者が譲り受ける案件です。

受付番号72番は、後継者が母より譲り受ける案件です。

受付番号73番は、規模拡大のため、兄より譲り受ける案件です。

受付番号74番は、後継者が母、姉から譲り受ける案件です。

受付番号71番から74番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号71番から74番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第64号、受付番号68番から74番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書8ページをご覧ください。

[議案第65号の朗読]

議案書9ページ、受付番号15番です。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

受付番号15番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号15番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページをご覧ください。

[議案第66号の朗読]

議案書11ページ、受付番号2番です。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 受付番号2番については、計画の変更に伴い、同時に農地法第5条第1項の規定による許可申請がされておりますので、一括して審議したいと思います、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

議案第67号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページをご覧ください。

[議案第67号の朗読]

議案書13ページ、受付番号46番です。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

議案第66号、受付番号2番及び議案第67号、受付番号46番について説明します。

申請地は平成6年10月27日付で鉄骨加工作業場等用地での転用許可を受けていましたが、当初計画者が景気状況から事業を断念したとのことです。契約の種類は賃貸借であったため、名義変更もされていません。今回、新たな承継者へ変更承認申請となっております。

承継者は農家用住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域に当たるため、第1種農地と判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われれます。なお、転用面積が1,068平米と農家住宅の基準である1,000平米を超過しておりますが、超過面積が極めて少なく、農地としての利用は困難と判断しました。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

議案第66号、受付番号2番及び議案第67号、受付番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 平成6年ということは、もう25年ぐらいたっておる、25年ってえらい、またそのまま経過しとる。国見の時代からやろ。だけん、そのまま、それは誰も分からんやったんじゃろうか。

○議長（小筏 正治君） 事務局、どがん思われますか、今の質問に対して。

○事務局（原田 誠二君） 事務局は、すいません、そこまで把握はしていなかったというのが現状です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） これ、この案件です。何か説明かなにか、このままで、事務局としては、そう関知しておらんということだけど、それで森崎委員が、これでよかつじゃろかいつていうことですかね。

○事務局（原田 誠二君） 一応、事務局としては、合併前んとですな、が、ちょっと……。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 合併前だけん、そやけん、今、事務局に聞くわけじゃなけれど、国見のほうはどがんしとったつかないことたいね。

○議長（小筏 正治君） 国見は私も……。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 10年以上、合併する10年以上前からの案件やけんが、17年に合併しとるけん。

○議長（小筏 正治君） こういうことはこれでよかとかということやろですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そうそう。事務局がどがん思うですか。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、よかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 今、森崎委員さんのおっしゃることも、ごもつともだと思います。旧町からの転用許可で、実際していない分は、後追いついてない状況です。現在は、雲仙市になって、許可をもらった分については、3か月おきやったつけ、半年おきやったつけ、ずっと工事進捗状況調査をしておるんですけど、旧町の分についてはしておりません。

森崎委員のおっしゃるとおり、旧町の分についても、可能であれば、後追いつ調査をすべきかなど。ただ、そのデータ等について収集することが可能かどうか、ちょっと事務局で検討をさせていただきます。以上です。

○議長（小筏 正治君） こういう問題はどうかということ、ちょっと調べて、勉強して、もう一回教えてください。それでよかですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（小筏 正治君） 大昔じゃないですけど、合併して……、分かりました。事務局のほうで、ちょっと一回検討してみてくださいるので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようだったら、次に行っていていいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第66号、受付番号2番は承認、議案第67号、受付番号46番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認・許可することに決定しました。

次に、議案第67号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページをご覧ください。

〔議案第67号の朗読〕

議案書13ページ、受付番号45番、47番から51番まで6件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会、お願いします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号45番、47番、48番です。

受付番号45番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号47番は、既存事業所の駐車場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、新たに拡張される面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号48番は、資材置場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、大正駅より500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号45番、47番、48番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号45番、47番、48番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会、お願いします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、受付番号49番から51番です。

受付番号49番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号50番は、特定建築条件付売買予定地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号51番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。申請地は亡き父が農業用倉庫を建てており、相続時は農業委員会の許可を取得しているものと思ひ、平成12年から駐車場用地として貸して

いた案件です。申請地は住宅や施設等が連担した区域にあるため、第3種農地と判断しました。また、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地であることから、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号49番から51番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号49番から51番についてご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議長、事務局からよろしいですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。すいません。申請番号50番のところなんですけども、調査会のほうで確認事項ということで宿題を頂きましたので、確認の報告をします。

まず、申請番号50番の排水については、道路側溝まで流すということになってはいますが、この道路側溝が、この申請地の道の反対側に側溝があるので、そこに、そっちのほうで、ちょっと状況上、ちょっと道が高いので、そこに通して流れるのということで、一応確認をしました。

そしたら、一応側溝までは、道路、農道に暗渠を通して、ちゃんと流れるようレベルを取って斜めに出ているということです。農漁村整備課のほうに農道占有の申請も一緒に行うということです。

それと、隣接する農地の所有者へは承諾を頂いているということだったんですけど、実際、書かれているので、その耕作者への承諾を取ったらどうかということで、申請者のほうに連絡をしたら、申請者のほうが、その耕作者へも事情を説明して、承諾を頂いたという連絡は頂いております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

この、事務局、特定建築条件というのは、どのように理解するといいいんかね。

○事務局（原田 誠二君） 一応、特定建築条件付売買予定地とは、従来、転用する場合であれば、建売住宅、これで転用していつてあるんです。転用者が造成して住宅を建設して、その後、建造住宅ば造るということで、宅地造成のみは不可ですよということだったんです。

ただ、取扱いのほうが変わりまして、特定建築条件付売買予定地というのは、転用者が、まず宅地造成をします。幾つかです。こうして、その時点で土地の販売ができるんです。住宅を建てずに。土地を買った人が住宅を建設すると。そこで、一応終了となるんですけども、例えば5区画を予定して、転用者がその申請をします。許可がおりました。そしたら、5区画のうち、エンドユーザーさんがそれぞれおらすですよ、買わず人が。その土地の造成が一個できれば、その造成した分をAさんに売れます。もう一個はBさんに売れますと、こうでくっつとです。建物を建てずに。

ただ、その建物を、土地を買われた方は、必ず建てるということです。もし、その販売が、どうしてもこの転用者ができない。例えば5区画中1区画残ってしまったというときは、この転用者が必ずそこに建てばいい。もう建売ですたいね。という条件があります。

その中で申請するにあたっては、すいません、大まかに言うと、その従来の建売は、転用者が家を建てれば駄目だ。造成だけでは駄目。特定建築条件付売買予定地だったら、転用者が区画のその造成のみして、それで土地のエンドユーザーさん、土地購入者との売買ができますと。家を建てるのは、その土地を買った人です。

ただ、事業の完了というのは、その買った人たちが必ず建てば、この転用事業は終わりませんということになります。だから、転用事業者は、次の申請ができないことになります。

○委員（17番 鶴崎 進君） よかですか、議長。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 要するに、業者さんが区画整備して、そして造成をして区画整理して売るわけでしょう。そして、買った人がまた申請して、せんばんとですか。

○事務局（原田 誠二君） いや、買った方は、もう申請せんでよかったです。まず転用事業者が申請します。5区画なら5区画造成して売りますと。ですね。ここで、エンドユーザーさん5人おらして、おのおの違ふとですたいね。その人たちに売買はでくつとです、土地の。買った人が家を建てるということ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 区画にして売るわけですね。

○事務局（原田 誠二君） はい。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（4番 東 康敬君） これ転用するとき、エンドユーザーがはっきり5人、5区画なら5区画決まったらんとできんわけですね。決まったらんでも造成だけできるわけなんですか。

○事務局（原田 誠二君） 決まっていなくてもできます。そのために申請の段階で、この転用者は、土地の購入費、造成費、建築費、その他もろもろの資金証明が要るとですたいね。5区画すれば計画しとけば、その5区画に、大体標準的な家を計画すつとです。建てばいいということ。図面ばもらうとです。その5区画分の家代金、この証明書のなからんば受けれんとです。ということ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは、また失礼します。よかですか、議長。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは、全区画売れてしまわんばつまらんじゃろうで、もし売れんやったとき、そこだけ1か所残った場合は、何年ぐらいまでよかですか、それ。

○事務局（原田 誠二君） 一応、先ほど言ったように、全部売れて事業完了なんです。売れて、建て

てしもうてからです。そして、言わすごと、4区画は売れました。ただ、1区画全然売れんと、こんな場合は、最終的にさっき言ったように、申請のときに資金証明ばもろととです。あんたが全部建てんばんとよということで。だけんそこに、計画んとは、そういう人が建てんばいけんとです。転用事業者が、どうしても売れんっていつて判断できればです。

ただし、言わすごと何年というところが、国とも協議したけどなかつです。だけん、その都度、うちが、どうですか、追っかけていかんばいかんとです。指導とかです。

どうしても、本当に、もう売り切らんってなれば、あんた建てんばんとよ。それでも建てきらんやったら、またさっきの承認みたいな計画変更申請です、ということみたいです。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局のほうから特定建築条件ということで説明が、ちょっと長々とあったわけですが、分かったようで、ちょっとまだ分からんとこあるような感じで、もしよかったら、ちょっと文書にてこういうことですよということば教えてくれらしたら、みんな分かつけれども。

○委員（17番 鶴崎 進君） 大体分かった。

○議長（小筏 正治君） 分かったですか。

○委員（17番 鶴崎 進君） 分かった。分かりました。

○議長（小筏 正治君） 今の説明の内容でよかですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局（原田 誠二君） 一応可能な限り、何かこうフロー図みたいなもの、あんなのをちょっとつくってみます。

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第67号、受付番号45番、47番から51番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第68号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書16ページをご覧ください。

〔議案第68号の朗読〕

議案書17ページ、整理番号1番から、議案書106ページ、整理番号181番までです。整理番号1番から65番については貸借に係る案件、整理番号66番から75番については所有権移転に係る案件、整理番号76番から181番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 議案第68号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る整理番号1番から65番について、ご質疑ありませんか。

○委員（17番 鶴崎 進君） 議長、よかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 私、家でこれは見とったんですけど、もう、ざっといかんごつ、あつとですね、ページ数も多い。それで、誰でん家で、多分、もう閲覧して見とらすやろうと思うけん、もうよかです。通します。

○議長（小筏 正治君） これも、今月までぐらいでしょうね。高収益のための闇小作がこうやって上がってきとる状態でしょうから。

今、鶴崎さんから貴重なご意見がありましたけど、いいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る整理番号66番から75番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る整理番号76番から181番について、ご質疑ありませんか。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） 東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） この貸し借りで、中間管理機構を通して貸し借りをする中で、貸した人が借り手の管理不足というのが、ちょっと出てくるわけです。そういうところの対応というのは、責任持って中間管理機構がやるのか、それとも世話した我々の農業委員が責任を持ってせないかんのか。そこら辺の、借りた人が、荒らしてどうにもならないというところの責任問題ですたいね。そこら辺などどういうかたちかな。

○議長（小筏 正治君） よかですか。この管理事業の今の案件で、借りとる人が荒らかつということに対しては、まだ、正直言って、まだ事例がなかごたつとです。

それで、（発言する者あり）どっかありますか。どっかあつですか。（「瑞穂にあるある」と言う者あり）これ、今、どこやったかね、松浦のほうでそういうところがあつて、それ言うたところは、予算が無いのでしてくれんとかいうことを、ちょっと聞いたつですよ。

それが、今はもうどうなつとるか分からんですよ。ちょっと前、そういうことを言われたもんで、本当に私もすつとやろかいつて懸念をするところですけど、そういうことがこつちで事例があつとつて、それを管理機構に言うて、さつとしてくれれば別に問題なかかもしれんけど。

○委員（４番 東 康敬君） 結局、管理機構に言うても、バンクに言うても、責任というのはバックして、また支所に来るわけです。農業委員会のほうに。だから、そこら辺の責任分担というのは、本当に腰を入れてバンクがやるのか。

○議長（小筏 正治君） それは、もう管理機構が条件としてそうして言うのとつとやけん、してくれんことには。

○委員（６番 森崎 茂徳君） 条件付きやけどさ、せんとさいっちゃん管理機構は、ただ帳面上するだけであって、文書なんかは市役所のほうさん、そのまま丸投げやけん。

○議長（小筏 正治君） 今から、だんだんそがんと出てくつかもしれん。どがんですか、管理機構は。

○事務局次長（増富 浩彦君） 事務局からよかですか。責任持ってさせるように、ちょっと話はしていますので、来週もまた、機構が、今週か、今週やったですか、中間管理機構がちょっとその件も含めて出てくるみたいなんで、そこはちゃんと、しっかりやっていきたいと思います。

○議長（小筏 正治君） これをせんことには、管理機構はもう誰も信用せんですよ。

○委員（１５番 川内 幸徳君） なんし言わんとね。あれや、地元のことは、もう管理機構なんて分からんでしょう。農業委員さんが一番分かっとらすと。責任持ってするって言って、最終的に農業委員さんば通さんば、どうっちゃならんごとなつとが……。

○議長（小筏 正治君） それは通して機構のほうに行くごとなつとると。

○委員（１５番 川内 幸徳君） 結局そがんなつてけん。結局農業委員さんにかかってくつとたい。

○委員（１０番 徳永 玉義君） 議長、いいですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（１０番 徳永 玉義君） １０番、徳永です。この問題は、最初から私はそう言うつとたですよ。管理機構は信用せんじゃどうじゃこうじゃ言う前にも、農業委員会でこういう問題を持ち帰ってくつともおかしかですよ。

だから、この問題は事務局も一生懸命、この基盤法から、こっちに切り替えてくれというような指導をしてくれと言うけど、後のフォローができんから、こちらが信用して、切替えのときにしてやれんとです、今現在。

もう、瑞穂辺りでもそういう話がこの間から出とるから、私は手を挙げて、この間からずっと言いよつたけど、皆さん、そっぽ向いとらすけん、あれですけど。初めて東委員が言わしたから、私も手を挙げて言いますけども。

指導ばせろせろって、事務局言わすけど、実際指導しとらんと責任は誰が取つとかということになるから、指導をしないじゃないですよ。最初から言うつとたですたい。

○事務局次長（増富 浩彦君） 事務局からよかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局次長（増富 浩彦君） これ、取りあえず中間管理機構というところが、借受け者に機構がなっていますので、責任は機構が3年間は必ず見るということで、法にもうたわれておりますので、そこはしっかりやらせるというふうに、農業委員会も動いておりますので。

あと、農地パトロールです。1年に1回、委員さんたちが回ってくれよらすとですけども、その中で、荒廃農地になりそうなところ、この中間管理機構を通した貸し借りがあった農地かどうかというのは、こっち、事務局のほうで、ちょっと調べるんですけども、パトロールのときに見られて、荒れとるようなところは、全て上げてもらうようにしてもらって構わないと思います。

中間管理機構を通して、貸し借りがしてあるけんが、これは上げられんとばいねというんじゃなくて、みんな、もう荒廃化の様態を呈しているところは、全部上げてもらって、それをちょっと調べて、事務局のほうで調べて、それを中間管理機構に報告して、中間管理機構が対処するようになっておりますので、どんどん来年度あたりからは上げてもらっても構わないと思います。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） そしたらね、そういうふうになつとるんじゃけど、それをせんもんだから言うとはすよね。なつとるはなつとるといふ、こちらも認識はしとるわけですたい。その後のフォローはどがんなつとですかね。

○議長（小筏 正治君） 事務局が報告する前は農業委員会に、まず来るはずやけんね……。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今、させる努力はしてはおつとですけども、何せ議長が言うたごとですよ、中間管理機構のほうも、何か、私も予算がないとかなんとかというの聞いたことはあつとですけども、うちだけじゃなくて、3市、南島原とか島原辺りとも一緒になって意見として言うか、農業会議を通じて県のほうに言うてもらおうか、強力に進めていかんば、多分、東委員さんが言わずごと、なかなかうたつてはくれんとかないといふとがあります。

○議長（小筏 正治君） 近いうち、県の会議があるけん、ちょっと加藤専務理事のところに一回言って、もう……。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、追加でよろしいですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 今のお話ば、ずつとこうまとめてみると、確かに徳永委員がおっしゃるとおり、私がない、一番最初、中間管理機構が創設されるときには、聞いた話によれば、農業委員会には一切迷惑をかけないというお話だったということからすれば、一定、方向性が変わった、嘘を言うたという形にはなろうかと思ひます。

先ほど話したとおり、中間管理機構間の誘導を農業委員さんがされた後の責任は、農業委員、その誘導された農業委員さんの責任じゃなくて、あくまでも中間管理機構が責任を持ってさせます。

ただ、先ほど言うたとおり、農業委員さんには迷惑をかけないっていう話だったかもしれませんが、今の状況は、各町にチーム会というのを設置されておるんです。現実的には、あんまり稼働がしていない、農林課のほうが事務局を持っています。そこに、中間管理機構から委託料を払って、いろんな問題、いろんな集積については、そのチーム会で話し合ってくださいってなるので、先ほども言ったとおり、県において分かるもんかというとおりでと思います。

県のほうは、まず、そのチーム会で、ちょっと話をしてくださいということになろうかと思います。そのチーム会には、農業委員さんのメンバーも、今、入っているので、農業委員さんに一切迷惑はかけないということにはならんかと思いますがけれども、責任は、あくまでも中間管理機構ですので、そのチーム会に出席をして、いろんな意見を言っていただいて、解決に導くということになろうかと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） いいですか。

○委員（15番 川内 幸徳君） そのチーム会に農業委員さん……。

○事務局長（坂本 英知君） 入とっつです。

○委員（15番 川内 幸徳君） 入とっつですか。

○事務局長（坂本 英知君） メンバーに。

○委員（14番 松尾 茂敏君） そのチーム会というのは、いつできとっつ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 一応、農業委員さんは、入るごとなつとですけど。これ、チーム会は代表で事務局が毎回行っていますので、各個人の委員さんを呼ぶことはないと思います。事務局が代表して、農業委員会として参加をしております。

行きたいという農業委員さんがいらっしゃったら、どんどん参加されても構わないと思うんですけども。

○議長（小筏 正治君） チーム会には事務局のほうから、中に入ってされているそうですので、我々委員のほうでは、直接は出席を求めないということでございますので。

中間管理機構の、この荒れ地とかなんとかの解消については、もう一回、私からも言っておきますので。間違いなくするのかと、してくれということ。

もう、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、大島委員、平野委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条の第1項の規定により退室をお願いします。

〔2番 大島委員、8番 平野委員 退室〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第68号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、大島委員、平野委員の入室を求めます。

〔2番 大島委員、8番 平野委員 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第8、議案第69号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書107ページをご覧ください。

〔議案第69号の朗読〕

議案書108ページ、整理番号1番から2番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第69号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 今、議長、会長の言葉ですけれども、配分計画で、公募をして配分をしたという文言があるわけですが、公募じゃなくて、農業委員がもう全部、借り手を決めんと通らんというような格好じゃなかですか。そこら辺の見解というのは、どうなっとですか。

○議長（小筏 正治君） この公募申込みちゅうとが、おかしかということやろ。

○委員（4番 東 康敬君） 決めんと、通さんやろもん。

○議長（小筏 正治君） これ、本当、どういうあれで公募申込み……。

○事務局次長（増富 浩彦君） これ、中間管理機構が配分する分、中間管理機構が公募を受けて、その人を選定して、形で決めるんですよ、配分を。配分したとして、ここに上げてきとっとです。その人に貸しますよということ。

○委員（4番 東 康敬君） 公募じゃなくて、農業委員が配分見つけて上げとるじゃなかですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 公募申込みをしとらん人は対象者になりませんので。

○議長（小筏 正治君） 全部、農業委員が貸し借りを見つけて、そして上げよるたいね。

○委員（4番 東 康敬君） 言葉としては、公募をしたのを配分というかたち。

○議長（小筏 正治君） 格好的には、こがん書かんとつまらんとやなかですか。実際的には自分たちがこうして、借り手、我がどんは見つけてくれんとやけんね。

○委員（4番 東 康敬君） そげん書かずに農業委員が見つけたのを配分しましたて書けばよかたい。

○議長（小筏 正治君） 東委員が公募って、公募んごたつとは関係なかるでというような格好で言わすけど、ここ辺りは、皆さん、ご理解していただき、そういう文言を見つけて書いてあるとです。これを農業委員が見つけてせろってということは言われんけん。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第69号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

お諮りします。本総会における議決事件については、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。15分から農政推進に係る協議をいたします。10分間休憩です。

午後3時05分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（小筏 正治君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。

基盤強化法を利用した農地取得後の転用について、事務局の説明を求めます。事務局、どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 私のほうから説明をさせていただきます。

この案件につきましては、過去幾度となく委員の皆様に協議をしていただいたところで、前回、内田委員のほうから、期限等、法律でなければ無意味じゃないかということで、農地法第3条も基盤強

化も同じ取扱いにすべきじゃないか等と、いろんな意見をお伺いしたところです。

その意見を踏まえて、今回、ちょっとまた資料を変えまして、手順といたしますか、そういうことでご説明をさせていただきたいと思います。

会議資料の1ページを御覧ください。

1番の申請時の趣旨説明の徹底ということで、事務局が委員の皆様には説明している中では、農地法3条、基盤強化法については、本来、農地を農地として利用する目的で、特に所有権移転については強化をすべきだということの再認識ということで、まず、農地法3条、特に所有権移転の申請があった場合につきましては、別紙チラシというのが、まだきちんとできておりませんが、2ページを御覧ください。

農地の権利移動をされる皆様へということで、農地法3条または農業経営基盤強化促進法による権利移動は農地を農地と利用する目的としたものである旨のチラシを、申請時に、まず十分申請者に理解をしていただくということを徹底をしたいと思います。

この取組につきましては、農業委員会事務局と総合支所の担当職員を、近いうちに会議を開催をして、意思確認をしようと考えております。

1ページに戻ってください。

1番の(1)の点です。(1)です。別紙チラシによる、法第3条及び基盤強化法により趣旨を説明します。

申請者にきちんと間違いがないですよということで意思確認をします。また、農地法3条につきましては、営農計画書を添付をして、きちんと農地として利用していただく計画書を提出してもらいます。

特に、基盤強化法による所有権移転は、認定農業者及び意欲ある農業者で認定農業者を目指すものに限定をするということが、前回よりも、これは変更点です。きちんと認定農業者になろうという意思のあるものだけを基盤強化法で適用したいと考えております。このことについては、また委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

(2)の許可申請時において、既に当該農地を転用する意図を持っていたものと判断されるものについては、遡って当初の3条許可を取り消すか、申請人に3条許可の取消申請を行うように指導する場合がありますよということまで、申請人に伝えます。実際は大変厳しいものになるかとは考えております。

まず、ただ行政書士とか司法書士の申請のあった分については、先ほどのチラシを完成をさせまして、司法書士、行政書士に、きちんと申請人に伝えてくださいということで説明をしたいと思います。

2番の、続いて申請があった後のことが2番に書いてあります。

農地法3条及び基盤強化法による所有権移転後、当該農地の転用申請があった場合ということです。

当然、1番で十分説明をしてあるので、基本的には意図がなかったという判断になるかと思いますが、（1）で耕作目的で取得した農地が、一定期間農地として耕作していたと認められることを、農地以外の用途に要することとなった正当な事情があるか、正当な事情があるかどうかを委員さんの皆様で再度確認をしていただきます。

その条件としましては、ここはもう、期限を設けない内田委員の意見を踏まえて、期限を設けないことにしました。一定期間農地として耕作したと認められる状況じゃないと、許可はまずできない。申請理由から農業委員会が転用はやむなしという判断がした場合に、許可条件に合致すると思います。

（2）は先ほど申したとおり、悪質と認めた場合は取消をしますよということです。

3番目です。期限は設けないといったものの、じゃあ、一定期間というのはどんぐらいを指すのかというような、一定の基準を、目安です。これがないと駄目だということじゃないけど、農業委員さんの許可をするところのよりどころとして、内規的には、しかし一定の目安をつかったほうがいいだろうということで、3番に記載しております。

農地が一定期間、農地として耕作していたと認められることは、耕作したことが認められ、かつ、おおむね取得後6か月を経過していることを基準といたします。ただし、転用理由がやむを得ないと農業委員会が認められる場合はその限りでない。先ほど申したとおり、一定の目安としてご理解いただきたいと思います。

それと転用がやむを得ないという場合につきましては、幾つか書いておりますけれども、最終的には委員の皆様がやむを得ないという判断をされた場合については許可をしてはどうかということに記載しております。

一番最後の1ページの米ポツですけど、判断基準については、あくまでも判断基準でおって、対外的に周知するものではないということですので、もちろん事務局、総合支所のほうにも半年、一作以上作れば転用できますよというようなことを、今から基本的には話さない。

話す分については、きちんと耕作をして、一定期間耕作をして、農地を農地として利用しとかんば、転用はおらんばいというようなご説明をしていただければと思っております。

説明は以上です。委員の皆様のご意見を頂きたいと思います。

すいません、会長、内田委員のほうも、前回、ご意見をたくさん頂いたので、今日、ちょっと欠席ということでしたけれども、たまたま内田委員が来庁されたときに、こういう方向で考えておりますけれどもということで、一応、事前に説明したところ、内田委員のほうについては、もう、私のほうから、意見、特にはありませんということでしたので、蛇足ですけど、補足いたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。川内委員、どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） 認定農業者及び意欲ある農業者ということは、これは担い手でよか
とかな。

○議長（小筏 正治君） 事務局、意欲ある人とは。

○委員（15番 川内 幸徳君） それか、または加減面積ばクリアした人であればよかという、意欲
があるということは、どがんでん解釈でくつとばってんなと思って。

○議長（小筏 正治君） 今、その基準はどうですか、意欲ある人が認定者じゃなくても、担い手あ
ればいいということになりますかね。

○委員（15番 川内 幸徳君） 担い手は、担い手はオーケーなの。市の耕作面積の平均とかなんと
かって。そうじゃなかと、そういうわけじゃなかと。

○事務局次長（増富 浩彦君） 事務局的には、ずっと説明してきたとおり、この意欲ある農業者であ
れば、今後、認定農業者を取得しようという人かなと思っておりますので、そこを約束してもらうと
いうふうに考えてもらえればどうかなと。

○議長（小筏 正治君） できれば認定者と。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっと、よかですか。今、この認定農家というのは、前とすればハー
ドルが高くなるとるじゃなかですか。売上が何ぼやったか、400、（「400万円」と言う者あり）
400あったかな。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今、1人なら320万円。

○委員（4番 東 康敬君） 前は、ほら、5年計画の中で達成すればいいということだったけど、今
は、そのときに……。

○事務局次長（増富 浩彦君） いや、5年後の計画ですけん。変わつとらんですけん。（「5年後」
と言う者あり）条件は緩和されとると思います。

○委員（4番 東 康敬君） この前説明あったときは、そうじゃなかったような感じでしたけど、分
かりました。

○議長（小筏 正治君） 年齢は関係なかとやろか。

○委員（4番 東 康敬君） 年齢は70くらい、65から70。

○事務局次長（増富 浩彦君） 東委員さん、新規はおおむね65歳です。再認定が70とか、75も
意欲があって、バリバリ今もやっておられる方なら、再認定は75ぐらいまではしますよというこ
とです。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。先に行つていいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見がないようなので、お諮りします。

農地法及び基盤強化法を利用した農地取得後の転用については、来年度より提案のとおり運用して

いくことにご異議ありませんか。もし、異議がある場合は、今後も協議していくことといたします。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。農地法及び基盤強化促進法を利用した農地取得後の転用については、提案の通り運用していくことに決定しました。

それでは、次の標準小作料の算定に係る米販売価格決定について、事務局の説明を求めます。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっと、よか。これ、どこから、いつから適用するわけですか。

○議長（小筏 正治君） 来年の何月、4月、何月から決めとりますか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 令和3年4月1日です。

○議長（小筏 正治君） 令和3年の4月1日だそうです。

それでは、標準小作料のことに対してお願いいたします。

○事務局（北尾 祥君） 資料は3ページを御覧ください。

標準小作料の算定に係る米販売価格決定について、資料は平成28年産から令和2年産までのJA島原雲仙整備基幹営農センター、農林水産省及び雲仙市農業委員会の決定価格の推移を示しております。なお、銘柄はヒノヒカリで、60キロ当たりの価格となっております。

令和2年産においては、仮渡金が令和元年産と比較し、1等から3等まで、いずれも200円の減額となっており、1等の精算額においては、1万4,600円程度の予想になると伺っております。これらの資料を基に、令和2年産の農業委員会の決定価格を決定していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局より説明がありましたけど、この米価格決定資料に対して、皆さん方、ご異議ありませんか。

この等級の分からん米はどがんなとかな。これ、1等、2等って、検査ばした挙げ句の等級でしようからね。

○委員（17番 鶴崎 進君） カントリーに出したとは分かっとったいな。闇でしたとは分からんたん。

○議長（小筏 正治君） 闇ていうか、我が家でもみすって、ぼっと売つとは、もう……。

○委員（17番 鶴崎 進君） どうし、それ、もう譲つとは、闇じゃもん。そら、闇米じゃもん。我が売った値段だん。

○議長（小筏 正治君） 変な理屈になつてですけど。この資料でようございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見もないようなので、次の意見書提出に……。

○事務局（北尾 祥君） 会長、ここも金額を決めてもらいたい。去年と同じようであれば1万4,000円とかいう形ですね。

○議長（小筏 正治君） 去年と同じようであれば1万4,000円でいいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 令和2年度の農業委員会の決定価格は1万4,000円と決定しました。

次に、意見書提出に係るアンケート調査結果について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 資料の4ページを御覧ください。

今年度も令和元年度に引き続き、令和2年度の農地利用最適に関する意見書の提出に向け、ちょっと動いておりましたが、各農業団体の会議に参加し、農業施策などについて、市に対する要望など意見集約を行う予定でしたが、新型コロナウイルスあたりが収まらずに、各種会議とか中止になったり、また、書面議決などにより、なかなか参加ができませんでした。

そのような中、国見町の認定農業者グループが、アンケート調査に協力をしてくれるということで、協力を得ました。そこに依頼しまして、調査結果を取りまとめたのが4ページの2のアンケート調査結果ということになっております。この結果を基に、今年度も意見書の提出を市長部局のほうに、雲仙市に対して出していきたいと考えております。

めくって5ページを御覧ください。

アンケート調査結果の検証ということで、1から2、3ということで書いております。

(1)の現在の経営における課題ということで、調査結果による中で、農業の中心的役割を担う者の意見として、農地利用の最適化に関することを意見書に反映すべきと考えるということです。

2番の農業経営の課題としましては、繁忙期の労働力不足の意見が多くて、県の機関である農業人材派遣会社エヌの人材不足や、農家にとって単価が高いイメージ等が利用しづらい環境下であることが推測されるということです。

さらに、新型コロナ禍による人材不足に拍車をかけているのではないかとということです。

また、農業経営の安定化に向けて、規模拡大やスマート農業を行うにも、農作物価格の不安定や、また大型機械の導入や生産資材の高騰による経費の圧迫で思うようにできないことが、ちょっと伺えるということです。

(2)の雲仙市の行っている農業施策・支援についてということで、雲仙市の行っている農業施策・支援については、普通が70%、一定の評価が認められるものの「満足している」「おおむね満足」と回答したものはおらず、「やや不満」「不満」と答えたものは29%近くいることから、さらなる農業施策・支援の期待があるということです。

今後、国の支援事業の上乗せや雲仙市が抱える農業経営の課題解消に向けて、独自の支援事業の拡充はもとより、農業経営のために長期的に広く支援していく施策、持続可能な農業担い手の確保の観点から、集中かつ短期的に支援していく事業の選択等、再構築が求められているのではないかとということがうかがえます。

3番目に、雲仙市が特に取り組むべき農業施策として要望があったのが、アンケート調査対象が認定農業者の団体であることから、経営支援の施策希望が上位であることは推測されますが、施設機器導入補助事業要件の緩和、拡充は依然として高い。これは、作物の集約、産地化等を求める余り、複数による申請や規模要件など対象者を限定することにより、農業者が真に求めている支援策と剥離が生じていると言える。

確かに、投資効果は十分反映されなければならないものの、活用されない支援策はないのに等しいということです。

例えば、有害鳥獣被害対策のワイヤーメッシュ柵の助成制度等は早急な設置希望がある中、複数でなければ申請ができない。また、申請から許可までの期間が長いと、農業者の要望に十分応えていないと言えるのではないかとということです。

また、新規就農者に対しては手厚い支援があるものの、親元就農に対しては支援が限られている。農業担い手の確保の観点からは、親元就農こそ、安定的、継続的な農業経営が期待できるものと考えられる。もっと農業者の意見に十分耳を傾ける必要があるんじゃないかとということです。

めくって6ページです。

あと4つ目に、雲仙市の農業施策についてのご意見、要望とかありますけども、後で、ちょっと御覧ください。

それらのことをもちまして、4の総括ですけれども、以上のことから、下記のとおり意見書の骨子として要望事項とするか、今日、農業委員さんたちの意見を聞きたいと思います。

①繁忙期の労働の確保、②機械機器導入補助事業要件の緩和、③有害鳥獣被害対策、④助成事業等特に必要な情報の周知徹底ということで、柱としてこういうことを意見書に書いていきたいと考えております。

アンケート調査では、ちょっと少なかったんですけども、(2)のその他の骨子案ということで、今年度、各地域において、人・農地プランの実質化に伴って集落会議が各地域で行われていたと思います。農業委員さんたちも参加されたと思いますけれども、これが平成20年度に最初の計画が打ち出され、出された人・農地プランの推進を考えると、計画だけに終わり、その後の推進活動が行われてきていない状況だと思われまます。今回は集落座談会も各地域で数多く開催され、そこで出された意見は尊重すべきじゃないかなと思っております。実質化がなされた後も、定期的な集落会議の開催が望ましいんじゃないかと考えております。

以上のことから、下記のとおり、その会議の中で出た少数意見ですけれども、要望事項として取り扱う必要があるんじゃないかと思って上げております。

1番目に集落営農組織の育成と、2つ目に中山間支払制度及び多面的支払制度に取り組む地域の推進ということ、2つ、ちょっと追加で上げさせてもらおうかなと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・ご質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

○委員（6番 森崎 茂徳君） ちょっと、よかですか。

○議長（小筏 正治君） 森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） ワイヤーマッシュの件ですけど、これは3人以上いないと駄目なんですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 3名、国んとはです。

○委員（6番 森崎 茂徳君） しかし、小さいところは、1畝とか2畝、こんぐらい野菜、家庭菜園か、そがんとには応用は、3枚で1畝ぐらいしかなかとこにあったり、今度は1人で1反、2反持ったものの、1人じゃ足りないというのがあんまり多い。だから、土地、広さに応じて補助を出すのが本当じゃなかるかなて、私たち思いますけど。

○議長（小筏 正治君） 今度はそういうのも意見書の内容に含めて……。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そやけん、これが、人数がおらんところ、足りないということが書いてあつと。それを要望してほしいと思います。

○議長（小筏 正治君） そういうのも内容を含めた要望書に。

○委員（3番 松永 一君） 人数が足らん場合は、反別ば。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 広がっでん張られんとやもね。

○委員（3番 松永 一君） 例えば20アール以上とかは、1人でも構わんとか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） いや、そればってん、小浜の町ん中に住んどらす人は、1畝2畝んと、ちょっとんが入っとらすけん、よく許可がおりたねて、いや、こがしこで3人分やもんって、3人分おれば、ほら、許可んおりるけんが。

○議長（小筏 正治君） それは、そういう内容のあつとですね、歯がゆかごたつですね、そればっかり、何で、ちょこちょこしとって、広かところにはしてもらえんということは、それは一応要望書の中に入れて。

○委員（6番 森崎 茂徳君） よろしくをお願いします。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

○委員（4番 東 康敬君） よかですか。この中で、この新規就農のあれがあるじゃなかですか。その中で、ここにも書いてあるように、親元就農を強く押していってもらわんと、実際的に新規就農で5反以上借りてしとるけど、本当に営農継続はできているかとなったときにですよ。親元就農のほうが、よっぽど固定というか、そういう形で残っている人が多いわけですたいね。そこら辺をもっと強く押してもらえんというような形でやってもらえれば、また就農もしやすい、また新規就農で

150万円なら150万円ぐらい余裕があれば、親元就農の中で5年間すれば、結構基礎は築くと思うわけです。そこら辺を押していただければと思います。

○議長（小筏 正治君） 親元就農でしょう、これは予算が取れば、予算が……。国に言わんば。

○事務局長（坂本 英知君） 議長、補足でよかですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 今、東委員がおっしゃったことは、大変もつともだと思います。今日も議会中で、議員さんが、ちょっと親元就農のことで意見を聞きにこられたので、まさに東委員のとおり、新規就農を、全く農業をしていない新規就農を育てるのも必要かと思えますけれども、農業の子供さんが農業を継ぐような体系をせんと、農家は減ってしまうとは当たり前と思うんです。

なので、それは私も十分、新規就農ももちろん大事けど、親が農業を継いでみるという、その引き継ぎ期間に、子供に少し小遣いばやりきらんけん、その小遣い程度の支援ができて、4年、5年の後には独り立ちをさせる、自分が経営を、主たる経営を引いて、息子にする、親の作物を引き継いで、プラスアルファで規模拡大をするような、農業の取組が今からは必要になってくるのかなって思っておりますので、ぜひ、意見書にもその旨を十分盛り込みたいと考えております。

○議長（小筏 正治君） 東委員、そういうことも意見書に載せて、やっぱり言う、何回でも言わんば、してくれん、ちょっと言うたけんって、そらでけんて言われたら、もう引っ込んでったら絶対でけん。ずっと前でん、そういうことを言うてきよとばってんが、先さん進まんよ、この話が。管轄国になつとるけん。

○事務局長（坂本 英知君） いや、国の支援も変更の要望ばせんばいかんとやけど、国がしきらんやったら、その補完分として、市が独自の単独事業をしてもよかと思うとです。その150万円、やれるのかどうか知りませんが、今、追加支援で新規就農は市が60万円上乗せをしているので、それをなくして、その60万円を親元就農に回しても、決しておかしくはないって、私は思っているんですけど。

○議長（小筏 正治君） そら、もう市ででくって、市が早かね。市に言うて、市議員さんのほうでそがん言うてこらすとやから。

この案件に関しては、意見書の中に取り入れて提出するようにしますので、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、また皆さんから何かありませんか。

○事務局長（坂本 英知君） 事務局からあります。

○議長（小筏 正治君） 事務局、どうぞ。

○事務局（北尾 祥君） 一つ、会議が始まる前に、1枚お渡しをしたカラーの資料なんですけれど

も、農業委員さん、推進員さんの推薦及び応募なんですけれども、11月30日の受付が、期間が終了しましたので、最終公表として、市のホームページに、今日、掲載をする予定としておりますので、ここでもお知らせをしようと思います。

その中で、お名前等々、申請のときに出していただいた内容がホームページのほうに掲載されていますので、一応、その内容と同じような形で書いております。

左側が農業委員さんで、右側が推進員さんです。

農業委員さんのほうは、地区の区割りがないので、一応、現行をするということで、今の町ごとの人数を青色で書いております。それに対して右側が、今回、推薦応募があった数です。

推進員さんは、定数が各地区ごとで決まっておりますので、その地区の定数と、今回、推薦応募があった方のお名前を掲載をしております。

農業委員さんが19名の定数に対して22名の推薦応募、推進員さんが29名の定数に対して29名の推薦応募がっておりますので、一応、お知らせとしてお伝えをします。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

○事務局長（坂本 英知君） すいません、補足をお願いします。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 農業委員さんの利害関係のない農業委員で2名、申し込まれておりますけれども、ここは、もう一つ農業委員の選考委員会でどうなるか、私も分からないんですけれども、推薦要旨に利害関係のない委員である、で申し込むという記載がないので、あくまでも口頭で利害関係のない委員として申し込むということだけだったので、ひょっとすれば、このうち1人は、利害関係のない農業委員だけでなく、通常の農業者としての農業委員の資格もあるようですので、その辺をちょっと不確定ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局のほうから説明がありましたけど、これ、もう説明だけということではせんならしよんなかですね。私がここで決められることではないです。そういうことでございます。

事務局のほうから、もうありませんか。

○事務局長（坂本 英知君） ありません。うちのほうはありません。

○議長（小筏 正治君） そしたら、1月の婚活イベントがあったわけですけど、その後の成り行きということで、林田委員のほうから、ちょっと説明をお願いいたします。

○委員（5番 林田 剛君） 今年の1月に開催されました農業委員会主催の婚活イベントで、見事カップリングにられました1人、千々石の鎌田和清君と、女性は、造酒梓さんが、本人に、今日確認を取りまして、一応、婚約が成立いたしましたということで、（拍手）早ければ、年内にもう入籍をする

予定では、一応、話を聞いて、今日の農業委員会で報告をしていいですかって本人に聞いたら、いいですという返事でしたので、皆さんに報告をしたいと思います。（「おめでとうございます」と言う者あり）

そして、婚活での第一号ということですので、農業委員会から何らかの形のお祝いをという意見もあるということですので、皆さんで、ちょっと協議していただきたいと思います。

○議長（小筏 正治君） どうも、おめでたい話でございます。

このお二方は、もう、この13日にも入籍をされる……。

○委員（5番 林田 剛君） ちょっと延びたという、今日報告がありました。

○議長（小筏 正治君） じゃあ、13日じゃなかつですか。入籍は間近だそうですので。それで、もしこの婚姻がまとまってした場合、農業委員としてほっとってよかろうかと、なかなか会計さんから金を出すということはできんもんで、これ、どのようなお祝いをするんだったら、どのような方法でお祝いをしたらいいかということ、ちょっと。

○委員（17番 鶴崎 進君） そら、農業委員で呼ばるってやろか。結婚式に。

○委員（2番 大島 忠保君） お祝いばすっとはせないけんやろばってんさ、ちゃんと入籍ばしてからせなせんばね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 金よりもさ、東君とこの花ばさ、やったほうがよかつちやないと。金じゃやっぱりね。

○委員（15番 川内 幸徳君） 市からも出っとじゃなかつですか。市からも出っとでしょう。

○委員（17番 鶴崎 進君） 子供ができれば子供にもくれるげな。

○議長（小筏 正治君） 私たち、互助会、もちろん互助会からでしょう。その花、お花をやったらどうやろかということに意見が出とりますけど、どうでしょう。

○委員（4番 東 康敬君） もう、役員さんに任せて……。

○議長（小筏 正治君） 任せられる、全部ば、こがんときは役員じゃもんね。

金一封と花輪、花輪というか花だけでいい、どがん思われます。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 結婚式ばせなん、金一封はされんやろ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 披露宴はなかつじゃろね。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 披露宴は、多分、後ですっとじゃなかと。

○事務局長（坂本 英知君） 聞いた話、やはり、コロナで披露宴はすぐはせんで、入籍だけをされるそうです。私も聞いた話です。

○議長（小筏 正治君） 金額を幾らぐらいの、記念品だったら金額はどのぐらいが。

○委員（17番 鶴崎 進君） 3万円ぐらいあれば、よかつじゃなかとですか。

○議長（小筏 正治君） 3万円ぐらいの記念品という、今、意見が出ておりますけど。それこそ一任

でくっですか、予算ば決めてもらえるなら。

○委員（13番 池田 兼三君） 会長一任ばい。

○議長（小筏 正治君） 会長に一任されても、非常に困るんですけど。金額を、まず決めてみてください。

○委員（17番 鶴崎 進君） やっぱり、3万円か5たい。3か5たい。2とは4とかは駄目やけん。

○議長（小筏 正治君） 偶数じゃいかんから、3万円か5万円、どっちにします。3万円ですね。偶数は祝い事に大事ですよ。3万円ではよかですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） じゃあ、3万円の相当の物を贈るということですね。どうしても、選らぶのに苦慮して分からん場合は、もうお金で、これで欲しい物を買ってくださいと。

じゃあ、一応予算が、皆さんで決めてもらいましたので、ちょっと今度は、後日役員会でもして、どのような方法でするかを決めさせてもらいたいと思いますけど、いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員（5番 林田 剛君） 入籍が終われば報告します。会長に入籍しましたと。

○議長（小筏 正治君） いろいろと協議していただきまして、どうもありがとうございました。

どうも、今日は長時間にわたりまして、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月 7日

議 長

署名委員

署名委員